

○電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）新旧対照表案

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行																														
<p>第 2 条 この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 内部委任局 <u>総務省行政文書取扱規則(平成 23 年総務省訓令第 17 号)</u>で総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が処理することができることとされている無線局をいう。</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>別表 1(第 3 条関係)</p> <p>2 周波数の割当てが可能な無線局(基幹放送局に限る)の目的及び用途の一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無線局の目的</th> <th style="text-align: center;">用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="12" style="text-align: center;">基幹放送用</td><td>中波放送</td></tr> <tr><td>短波放送</td></tr> <tr><td>超短波放送</td></tr> <tr><td>超短波音声多重放送</td></tr> <tr><td>超短波文字多重放送</td></tr> <tr><td>超短波データ多重放送</td></tr> <tr><td>標準テレビジョン放送</td></tr> <tr><td>高精細度テレビジョン放送</td></tr> <tr><td>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</td></tr> <tr><td><u>超高精細度テレビジョン放送</u></td></tr> <tr><td>データ放送</td></tr> <tr><td>マルチメディア放送</td></tr> </tbody> </table>	無線局の目的	用途	基幹放送用	中波放送	短波放送	超短波放送	超短波音声多重放送	超短波文字多重放送	超短波データ多重放送	標準テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	<u>超高精細度テレビジョン放送</u>	データ放送	マルチメディア放送	<p>第 2 条 (同左)</p> <p>(1)～(14) (同左)</p> <p>(15) 内部委任局 <u>総務省文書決裁規則(平成 13 年 1 月総務省訓令第 2 号)</u>で総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長が処理することができることとされている無線局をいう。</p> <p>(16)・(17) (同左)</p> <p>(無線局の免許及び再免許並びに予備免許)</p> <p>第 3 条 (同左)</p> <p>(1)～(10) (同左)</p> <p><u>(11) 地上基幹放送局(テレビジョン放送を行うものに限る。)の免許の申請である場合、基幹放送普及計画に定める区域において、平成 27 年 3 月 31 日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。</u></p> <p><u>また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。</u></p> <p>(12)～(15) (同左)</p> <p>別表 1(第 3 条関係)</p> <p>2 周波数の割り当てが可能な無線局(基幹放送局に限る)の目的及び用途の一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">無線局の目的</th> <th style="text-align: center;">用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="12" style="text-align: center;">基幹放送用</td><td>中波放送</td></tr> <tr><td>短波放送</td></tr> <tr><td>超短波放送</td></tr> <tr><td>超短波音声多重放送</td></tr> <tr><td>超短波文字多重放送</td></tr> <tr><td>超短波データ多重放送</td></tr> <tr><td>標準テレビジョン放送</td></tr> <tr><td>高精細度テレビジョン放送</td></tr> <tr><td>高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送</td></tr> <tr><td>(新設)</td></tr> <tr><td>データ放送</td></tr> <tr><td>マルチメディア放送</td></tr> </tbody> </table>	無線局の目的	用途	基幹放送用	中波放送	短波放送	超短波放送	超短波音声多重放送	超短波文字多重放送	超短波データ多重放送	標準テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	(新設)	データ放送	マルチメディア放送
無線局の目的	用途																														
基幹放送用	中波放送																														
	短波放送																														
	超短波放送																														
	超短波音声多重放送																														
	超短波文字多重放送																														
	超短波データ多重放送																														
	標準テレビジョン放送																														
	高精細度テレビジョン放送																														
	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送																														
	<u>超高精細度テレビジョン放送</u>																														
	データ放送																														
	マルチメディア放送																														
無線局の目的	用途																														
基幹放送用	中波放送																														
	短波放送																														
	超短波放送																														
	超短波音声多重放送																														
	超短波文字多重放送																														
	超短波データ多重放送																														
	標準テレビジョン放送																														
	高精細度テレビジョン放送																														
	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送																														
	(新設)																														
	データ放送																														
	マルチメディア放送																														